

「労働者派遣事業報告書」の様式が 令和3年6月報告分から変わります。

「労働者派遣事業報告書」（様式第11号）は、法律に基づき毎年6月中に「直近の事業年度の実績および6月1日現在の状況」について報告が義務付けられています。

このたび、制度改正に伴い報告様式を改正しましたので、令和3年6月報告分からは改正様式での報告をお願いします。

※「年度報告（2～6面）」については、事業年度終了日が令和3年3月31日以前の場合は改正前の様式での報告でも差し支えありません。

改正後の様式は厚生労働省ホームページに掲載しています。
入力支援ツール付きの様式も掲載していますので、ぜひご活用ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou.html



改正点 派遣労働者・日雇派遣労働者の業務項目を下記のとおり変更します

改正面	改正箇所	改正内容
第3～4面	業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金欄	「医師」「薬剤師」「看護師」「准看護師」「診療放射線技師」「臨床検査技師」などの区分を追加
第7～8面	業務別派遣労働者の実人数欄	
第5面	日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金欄	「看護業務」の区分を追加
第9面	日雇派遣労働者の業務別実人数欄	

新旧比較表

第3～4面・第7～8面

改正前	改正後
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	12-1 医師
13 保健師，助産師，看護師	12-2 薬剤師
14 医療技術者	12-3 歯科医師，獣医師
	13-1 看護師
	13-2 准看護師
	13-3 保健師，助産師
	14-1 診療放射線技師
	14-2 臨床検査技師
	14-3 その他の医療技術者

第3～4面・第7～8面

改正前	改正後
72 包装従事者	72 包装従事者
99 分類不能の職業	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者
	99 分類不能の職業

第5面・第9面

改正前	改正後
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
	4-19 看護業務

お問い合わせ先 山梨労働局 職業安定部 需給調整事業室
〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11 【TEL】 055-225-2862